



2018年5月15日

各位

会社名 株式会社ビーロット
 代表者名 代表取締役社長 宮内 誠
 (コード番号:3452 東証第一部)
 問合せ先 TEL. 03-6891-2525

第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び
 第8回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会決議により、第三者割当の方法により株式会社ビーロット第7回新株予約権及び株式会社ビーロット第8回新株予約権(以下、各々を「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る第三者割当契約証書(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2018年6月6日
(2) 発行新株予約権数	12,400 個 第7回新株予約権 10,000 個 第8回新株予約権 2,400 個
(3) 発 行 価 額	第7回新株予約権1個当たり 801 円 第8回新株予約権1個当たり 364 円 但し、2018年5月17日から2018年5月21日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「6. 発行条件等の合理性 (1)発行条件が合理的であると判断した根拠」を参照)と同様の方法で算定された結果が上記の金額(第7回新株予約権1個当たり 801 円、第8回新株予約権1個当たり 364 円)を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額以上の金額として、当社代表取締役社長又はその代理人(当社取締役に限ります。)が、取締役会の授権に基づき決定する金額とします。 本新株予約権の発行価額の総額は、各回の本新株予約権1個当たりの発行価額に、各回の本新株予約権の個数(第7回新株予約権につき 10,000 個、第8回新株予約権につき 2,400 個)を乗じた金額となります。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数:1,240,000 株(新株予約権1個につき 100 株) 第7回新株予約権 1,000,000 株 第8回新株予約権 240,000 株 第7回新株予約権には行使価額修正条項が付されており、下限行使価額(下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」で定義します。)においても、第7回新株予約権の潜在株式数は 1,000,000 株です。
(5) 調達資金の額	2,968,123,600 円(差引手取概算額)(注)

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>・第7回新株予約権 第7回新株予約権の当初行使価額は、2018年5月15日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「発行決議時の基準株価」若しくは「発行決議日前取引日終値」といいます。)又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「条件決定時の基準株価」といいます。)のいずれか高い方の金額とします。 第7回新株予約権の行使価額は、第7回新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されますが、その価額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。 「下限行使価額」とは、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。</p> <p>・第8回新株予約権 第8回新株予約権の行使価額は3,326円とします。第8回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当予定先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、行使数量制限を定める予定です。詳細は、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p>
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (本スキームの商品性)」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日前取引日終値等の数値を前提として算定した見込額であり、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第7回新株予約権の当初行使価額を発行決議時の基準株価と仮定し、かつ当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の第7回新株予約権の当初行使価額は、条件決定日に確定します。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

手法においては、通常、発行決議と同時に全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2018年12月期第1四半期決算短信を公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響を与える可能性があります。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、既存株主の利益を害するおそれがあります。そこで、これらの公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、本日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

※本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日の発行決議に際して、発行決議日前取引日終値等を前提として算出された発行価額は、第7回新株予約権については1個当たり801円、第8回新株予約権については1個当たり364円です。

しかし、かかる算定結果には、上記の通り、本日付の2018年12月期第1四半期決算短信の公表に伴う株価への影響が反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等に応じて、第7回新株予約権については801円、第8回新株予約権については364円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき当社代表取締役社長又はその代理人(当社取締役に限ります。)が決定する金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第7回新株予約権については801円、第8回新株予約権については364円以下となる場合には、本新株予約権の発行価額は第7回新株予約権については801円、第8回新株予約権については364円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されません。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果(第7回新株予約権については801円、第8回新株予約権については364円)を下回って決定されることはありません。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、創業時より不動産業界において、不動産投資開発事業を主軸に不動産コンサルティング事業及び不動産マネジメント事業を展開しております。創業5年後の2014年12月に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、その後も当社グループが属する不動産業界の追い風もあり、大きく成長してまいりました。そして、本年2018年2月2日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更し、更なる成長ステージに突入しております。

また、当社グループは成長手段として事業の「拡大」と「多様化」を掲げております。既存事業の更なる拡大による事業拡大と、既存事業の事業機会を増大させる事業多様化が、今後の当社グループの更なる成長に繋がるものと考えております。

当社グループの既存事業は以下の通りです。

①不動産投資開発事業

収益性や遵法性等に問題がある等、何らかの理由により本来有すべき価値より過小に評価された不動産を取得し、当社グループの企画開発力や再生ノウハウを駆使して問題点を是正することにより、その潜在力を具現化して資産価値と収益性の向上を図ります。1棟ものの不動産を中心に数億円～数十億円を投資範囲としており、首都圏のみならず、北海道から沖縄の主要都市へ投資しております。

②不動産コンサルティング事業

売却不動産情報の的確かつ円滑な入手、及び、これらの不動産の迅速な評価・査定により、深くまで把握した不動産売却・購入希望者のニーズに応えるコンサルティング型の売買仲介業務を展開しております。昨今は、海外投資家もB-Lot Singapore Pte. Ltd.のネットワークにより増加してきており、創業時より収益を積み重ね、市況に左右されることなく、着実に安定収入を確保しております。

③不動産マネジメント事業

当社やお客様が所有する不動産の管理運営、あるいは投資顧問業務を行っております。お客様の所

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

有不動産についてはプロパティ・マネージャーとして、当社の所有不動産については不動産経営者として、不動産が生み出すキャッシュ・フローの最大化と資産価値の向上を図っております。投資顧問業では、お客様が不動産ファンド等を活用して不動産に投資する場合、当社子会社のビーロフト・アセットマネジメント株式会社において、投資運用のサポートを行っております。

上記3つの既存事業は、それぞれが補完し合っており、各セグメントの拡大が当社の事業全体の拡大に繋がっております。不動産投資開発事業において投資した販売用不動産は、不動産マネジメント事業と共同して不動産管理を手掛けることにより収益力を向上しバリューアップを進め、不動産コンサルティング事業と共に富裕層ネットワークを活かして、投資家へ売却しております。具体的には2016年12月期の不動産投資開発事業における売上高は100億円、セグメント利益は10億円であるのに対し、続く2017年12月期の売上高は110億円、セグメント利益は23億円と大きく成長しております。不動産投資開発事業における売上高の成長の源泉となるのは、販売用不動産の仕入及びバリューアップ費用であり、2016年12月期のその総額は約140億円、続く2017年12月期は約84億円であります。2017年12月期における当該費用の実績は2016年12月期より減少しましたが、2018年12月期は第1四半期時点で既に約60億円となっており、仕入は順調に進んでいると考えております。当社グループは、2018年12月期の当社グループの利益計画達成を目指すとともに、当社グループのその先の中長期的な成長の実現に向けて、販売用不動産への投資が今後も重要かつ必要不可欠と考えております。また、販売用不動産に加え、賃貸用不動産は安定収入の確保となり、中長期的な利益額の確保に大きく寄与いたします。当社グループは長期にわたり安定した収益をもたらす企業を目指しており、マクロ経済の不測の変調が訪れたときにも耐えうる収益源の準備として賃貸用不動産の取得も必要不可欠と考えております。

そこで、当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を、不動産投資開発事業における販売用不動産及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の取得に関わる投資費用に充てることにより、更に不動産投資を進めてまいりたいと考えております。

また、もう一つの当社グループの成長手段である事業多様化のために、当社は、2016年よりM&Aを実施しております。2016年4月に株式会社ライフステージ、2017年1月に株式会社ヴィエント・クリエーション及び2018年4月に株式会社ティアンドケイの発行済株式の全部又は一部をそれぞれ取得いたしました。詳細は以下の通りです。

取得時期	対象会社及び事業内容	取得費用
2016年4月	株式会社ライフステージ 新築マンションの販売受託を主要事業としており、関西圏を中心に大手デベロッパーに代わり、一般消費者へ分譲マンションの販売をしております。	885百万円
2017年1月	株式会社ヴィエント・クリエーション 都心に2棟のカプセルホテルを所有しており、オペレーショナルアセットとして不動産再生し、新ブランド「ドシー」としてリニューアルオープンをしております。	588百万円
2018年4月	株式会社ティアンドケイ ゴルフ場の運営及びコンサルティング等を行っており、当該会社のゴルフ場運営ノウハウと当社の富裕層ネットワークの融合により、ゴルフ場の資産価値向上に貢献し、新しい事業領域を目指します。	75百万円

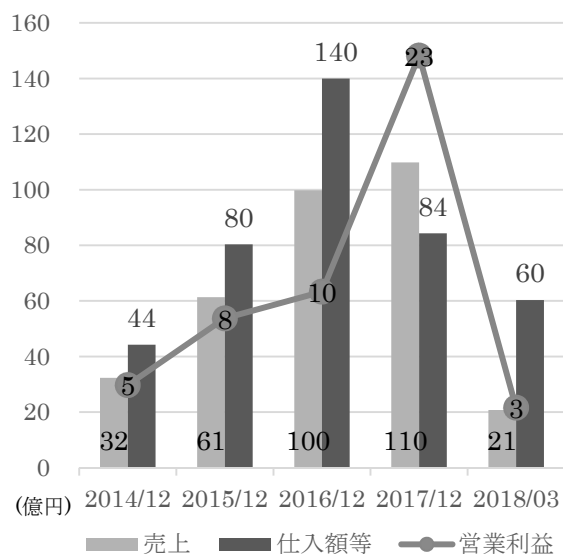
いずれの会社も当社の既存事業にはない独自のビジネスを保有しており、当社グループの収益力とネットワーク力を拡大させております。

今後も当社グループの更なる成長を目指すべく、M&A及び資本・業務提携は必要不可欠と考えており、今後の資金調達の達成が、当社グループの企業価値向上に繋がり、既存の株主をはじめとするステークホルダーの皆様への利益になるものと考えているため、当社は、本新株予約権の発行により調達した資金の一部を、このようなM&A及び資本・業務提携に関わる費用に充当する予定です。

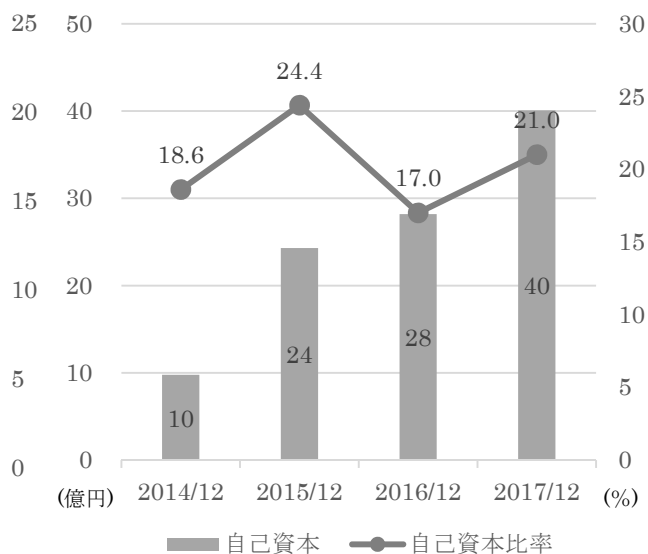
なお、当社グループが属する不動産業界は、日本政府によるマイナス金利政策などの各種経済対策の後押しもあり、近年は堅調に推移しております。しかしながら、マクロ経済の変動に左右されない財務基盤作りが長期継続的に成長する企業として重要であり、今後は自己資本比率の健全性の確保も図っていききたいと考えております。具体的には、2018年12月期、2019年12月期における利益計画に基づく利益額の積み上げと、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行による資本調達により、自己資本比率を現在の20%程度から30%台まで引き上げることを目指してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(図①) 不動産投資開発事業の売上高・営業利益等の実績



(図②) 当社の自己資本比率の推移



3. 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社から資本性調達手段について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(本スキームのメリット)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載の通り検討した結果、割当予定先から提案を受けた第7回新株予約権と第8回新株予約権という内容の異なる2種類の新株予約権を同時に発行する資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

① 本スキームの特徴

本スキームにおいては、第7回新株予約権と第8回新株予約権を同時に割当予定先に割り当てることとしております。各新株予約権の特徴及び第7回新株予約権と第8回新株予約権を同時に発行する理由は以下の通りです。

<第7回新株予約権>

第7回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の金額ですが、修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合(つまり直前の行使価額に1円以上の変動が生じる場合)に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価下落局面においても、資金調達の蓋然性を高めることが可能となるからです。すなわち、行使価額が固定される設計とした場合、株価が行使価額を下回っているときは、新株予約権者としては新株予約権を行使する理由がないのに対し、新株予約権の行使請求の通知(以下「行使通知」といいます。)をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、株価が行使価額を下回っているときであっても、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。なお、第7回新株予約権の下限行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

< 第8回新株予約権 >

第8回新株予約権の行使価額は 3,326 円であり、行使価額の修正がなされないものとなっております。第8回新株予約権の行使価額 3,326 円は、発行決議日前取引日終値を 52.5%上回る金額であり、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における更なる資金調達を可能とする設定としたものです。行使価額を現状の株価を上回る金額とすることにより、現状株価対比で高い株価となった場合にのみその行使が見込まれるため、希薄化や株価への影響が抑制されており、既存株主の利益に配慮した設計となっております。

< 第7回新株予約権と第8回新株予約権を同時に発行する理由 >

上記の通り、本スキームにおいて発行される第7回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が新株予約権の行使時点の株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価下落時であっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるため、当社株式の株価動向にかかわらず新株予約権者による新株予約権の行使が期待できることから、足元の資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。他方、第8回新株予約権は、行使価額が発行決議日前取引日終値より高く設定されており、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を可能とするものです。本スキームでは、これら2種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することにより、当社の足元の資金調達の蓋然性を高めることができるとともに、当社の中長期的な資金調達を可能とすることができると考えております。具体的には、当社としては、第7回新株予約権の行使による足元の資金調達によって当面の資金需要に対応しつつ、当社の時価総額が 300 億円程度に達した段階(注)で、第8回新株予約権の行使による中長期的な資金調達によって更なる企業価値の向上を実現することを企図しております。

また、本新株予約権については、下記「②新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載の通り、当社が株価動向等を勘案して新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して新株予約権を行使することができない期間を指定することができることとする予定であるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、行使価額修正条項が付されている第7回新株予約権についても、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮することができるものとなっております。

(注) 第7回新株予約権には行使価額修正条項が付されているのに対し、第8回新株予約権の行使価額は発行決議日前取引日終値より高く設定されていることから、第7回新株予約権が第8回新株予約権に先行して行使されることが一般的に想定されるところ、仮に第7回新株予約権全ての行使が第8回新株予約権の行使に先行して完了すると仮定した場合、第8回新株予約権の行使が可能となる時点(当社株式の株価が第8回新株予約権の行使価額である 3,326 円以上となる時点)において、当社の時価総額は約 300 億円の水準(第7回新株予約権全ての行使完了後における当社の発行済株式総数 9,020,200 株(2018年3月31日現在の発行済株式総数 8,020,200 株に第7回新株予約権の潜在株式数 1,000,000 株を加算して算出)に第8回新株予約権の行使が可能となる当社株式の株価 3,326 円を乗じた金額)となることが想定されます。

② 新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は、本第三者割当契約に基づき、その裁量により、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

③ 新株予約権の取得に係る請求

割当予定先は、本第三者割当契約に基づき、行使期間の初日(同日を含みます。)から行使期間の最終日の1か月前の日の前日(同日を含みます。)までの期間(以下「取得請求可能期間」といいます。)中に、以下のいずれかの事象が生じた場合(但し、アの事象に基づく取得については、第7回新株予約権に限りません。)、当該事象が生じた日から5取引日の期間中に当社に対して通知を行うことにより、第7回新株予約権

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)

- ア 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における終値がいずれも第7回新株予約権の下限行使価額の80%に相当する金額を下回った場合
- イ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における当社普通株式の出来高がいずれも2,000株を下回った場合
- ウ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日において、東京証券取引所における当社普通株式が売買停止となった場合

また、割当予定先は、行使期間の最終日の1か月前の日(同日を含みます。)から行使期間の最終日(同日を含みます。)までの期間中に当社に対して通知を行うことにより、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)

さらに、割当予定先は、当社が吸収分割又は新設分割(但し、当社が分割会社となる場合で、株主総会の決議を要する場合に限ります。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日前までに、当社に対して通知を行うことにより、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)

④ 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部又は一部を取得することができます。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」といいます。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得します。

さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)に、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得します。

⑤ 新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づき、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第7回新株予約権又は第8回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第7回新株予約権及び第8回新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

※ 上記②、③及び⑤については、本第三者割当契約において定められる予定です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(本スキームのメリット)

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,000,000 株で、第8回新株予約権の目的である当社普通株式数は、240,000 株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、第7回新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える発行済株式総数の増加が生じるおそれはありません。また、上記「(本スキームの商品性) ①本スキームの特徴 <第7回新株予約権と第8回新株予約権を同時に発行する理由>」に記載の通り、第7回新株予約権と第8回新株予約権を組み合わせることで、株価及び1株当たり利益の希薄化の影響に一定程度配慮することができます。

② 株価への影響の軽減を図っていること

第8回新株予約権については行使価額が現状株価より高い 3,326 円で固定されていること、第7回新株予約権については行使価額が各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

③ 資金調達及び資本政策の柔軟性が確保されていること

上記「(本スキームの商品性) ② 新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載の通り、当社は、本第三者割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回を行うことができます。当社は、資金需要が無い局面においては、本新株予約権の停止指定を行い、当社の資金需要に合致しない本新株予約権の無用な行使を防止するとともに、既存株主の株主価値の希薄化の影響を低減することができ、他方、その後当社の資金需要が改めて生じた場合には、停止指定を撤回して、割当予定先による本新株予約権の行使を再度可能とすることができます。これにより、当社は、既存株主の株主価値の希薄化に配慮しつつ、資金需要に応じた資金調達の柔軟性を高めることができると考えております。

また、当社は、資本政策の変更が必要となった場合、上記「(本スキームの商品性) ④ 当社による新株予約権の取得」に記載の通り、当社取締役会の決議により、残存する第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部又は一部をいつでも、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

④ その他

下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置」の通り、割当予定先は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

① 第8回新株予約権については、行使価額が発行決議日前取引日終値よりも高い金額に固定されていることから、株価がかかる価額を上回らない限り資金調達ができません。また、第7回新株予約権の下限行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の 70%に相当する金額(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

② 株価の下落局面では、第7回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります(但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。)

③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 第7回新株予約権の発行後、取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも当該取引日における下限行使価額の80%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して第7回新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ③ 第三者割当てによる転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」といいます。)の発行は、転換がなされるまではCBは会計上負債として計上されるため、自己資本比率の健全性の確保を目指す当社の資金調達手法としては適切ではなく、また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆるMSCB)においては、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の割合が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、利払い負担や返済負担が生じるとともに、財務健全性に悪影響を与える可能性があるところ、当社は自己資本比率の健全性の確保を目指していることも勘案し、当社の今回の資金調達手法からは除外いたしました。
- ⑤ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、当社株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 調達金額の総額	2,988 百万円
第7回新株予約権の発行価額の総額	8 百万円
第7回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	2,181 百万円
第8回新株予約権の発行価額の総額	0.8 百万円
第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	798 百万円
② 発行諸費用の概算額	20 百万円
③ 差引手取概算額	2,968 百万円

(注)1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、価格算定費用、登記費用、信託銀行費用等です。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日前取引日終値等の数値を前提として算定した見込額であり、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第7回新株予約権の当初行使価額を発行決議時の基準株価と仮定し、かつ当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の第7回新株予約権の当初行使価額は、条件決定日に確定します。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 不動産投資開発事業における販売用不動産及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の取得及びバリューアップに関わる費用	1,968 百万円	2018 年6月～ 2020 年6月
② M&A 及び資本・業務提携に関わる投資費用	1,000 百万円	2018 年6月～ 2020 年6月

本新株予約権の発行による資金調達予定額(差引手取概算額)約 2,968 百万円のうち約 1,968 百万円については、不動産投資開発事業における販売用不動産及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の取得及びバリューアップに関わる費用の一部に充当する予定です。不動産投資開発事業は、当社グループの主要事業であり、当社グループの売上及び収益の根幹になります。販売用不動産及び賃貸用不動産の取得資金は、基本的に金融機関からの借入金等に加え、一部を自己資金により賄っております。本新株予約権の発行により販売用不動産取得のための自己資金を確保することで、自己資金をより柔軟に活用できるようになり、金融機関からの借入金等による調達余力も増すことで、更に積極的かつ機動的な販売用不動産及び賃貸用不動産の取得が可能となるものと考えております。上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、当社の販売用不動産の仕入及びバリューアップ費用の総額は、2016 年 12 月期約 140 億円、2017 年 12 月期約 84 億円ですが、2018 年 12 月期は第1四半期時点で既に約 60 億円となっており、上記資金調達予定額を当該費用に充当することで、販売用不動産への更なる投資を企図しております。また、不動産マネジメント事業における賃貸用不動産は中長期的に安定収入をもたらす収益不動産であり、マクロ経済の変動に対応する手段の一つと捉えているため、賃貸用不動産への投資も進めてまいります。

また、資金調達予定額のうち約 1,000 百万円については、M&A 及び資本・業務提携に関わる投資費用といたします。上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、当社グループは 2016 年以降、数件の M&A を実施しており、直近3事業年度における株式取得費用の合計額は 1,548 百万円となっております。当社の M&A の基本方針は不動産業を営む当社グループの更なる発展を目指すというものであり、今後も、当社グループの事業多様化の実現の為、富裕層をターゲットとしたビジネスモデルを踏まえた上で、当社グループの既存事業にはない特性を有している会社を対象とする M&A 及び資本・業務提携の実施は重要な手段と捉えております。そして、2018 年4月 17 日付でその設立を公表したビーロット・キャピタルリンク株式会社(2018 年5月中旬設立予定。詳細は、2018 年4月 17 日付公表の「子会社(ビーロット・キャピタルリンク株式会社)設立に関するお知らせ」をご参照ください。)は人材関連事業及び M&A 関連事業を行う当社の子会社であり、同社を主体として、今後は更に M&A 関連業務にも積極的に取り組んでまいります。具体的には、同社を通じて、M&A 等の情報を取得し、上記当社の M&A の基本方針に沿った案件を積極的に進めてまいります。なお、現時点で具体的に確定している案件はありませんが、今後 M&A 案件が具体的に確定した場合には、速やかに開示いたします。また、上記期間中に M&A 及び資本・業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後において金融機関からの借入金等の返済に充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使は本新株予約権の保有者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合があります。そのため、具体的な使途、金額及び支出予定時期については現時点における予定であり、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。本新株予約権に係る調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合には、M&A 及び資本・業務提携の投資資金として 1,000 百万円を優先的に充当し、残額を不動産投資開発事業における販売用不動産及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の取得及びバリューアップに関わる費用に充当する予定であります。

(注) 支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、今回調達する資金は今後の当社グループの更なる成長に寄与するものであるため、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は、当社グループの更なる企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行決議日である本日、2018年12月期第1四半期決算短信を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しております。当該算定機関は、評価基準時の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式処分コスト等についての一定の前提(当社の資金調達需要は行使期間中に一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合に当社は停止指定を指示しないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社による停止指定がない場合には割当予定先は出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うこと等を含みます。)を仮定して評価を実施しております。

その結果、発行決議日時点の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の1個当たりの評価額はそれぞれ801円及び364円と算定され、当社は、これを参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金801円及び金364円と決定いたしました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されております。さらに、上記「1. 募集の概要 ※本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由」に記載の通り、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額(第7回新株予約権1個当たり801円、第8回新株予約権1個当たり364円)を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額以上の金額として、当社代表取締役社長又はその代理人(当社取締役に限ります。)が、取締役会の授権に基づき決定するという払込金額の最終的な決定方法も合理性を有するものであるため、かかる方法により決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第7回新株予約権の当初行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の金額としており、その後の行使価額も、第7回新株予約権の各行使請求の通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は第7回新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、第7回新株予約権の下限行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の70%に相当する金額で設定されており、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、第7回新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、第7回新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。なお、第8回新株予約権の行使価額は、発行決議日前取引日終値を52.5%上回る金額である3,326円としました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行について、上記方法により本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという取締役の判断には、法令に違反する重大な事実は認められず、また、かかる決定方法により決定される本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を表明しております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達による株式数に係る希薄化率(本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,240,000 株を分子とし、2018 年3月 31 日現在の発行済株式総数 8,020,200 株を分母とします。)は最大で 15.46%に相当し、また、議決権数に係る希薄化率(本新株予約権の目的である当社普通株式数に係る議決権数合計 12,400 個を分子とし、2017 年 12 月 31 日現在の総議決権数 38,493 個に当社が 2018 年1月 17 日付で実施した普通株式1株を2株に分割する株式分割を反映した 76,986 個を分母とします。)は最大で 16.11%に相当します。

しかしながら、上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通り、本新株予約権の発行により調達した資金を不動産投資開発事業における販売用不動産及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の取得並びに M&A 及び資本・業務提携に関わる投資資金に充当することで、当社グループの事業の「拡大」と「多様化」を目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,240,000 株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は 59,871 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	株式会社 SBI 証券
② 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村正人
④ 事業内容	金融商品取引業
⑤ 資本金	48,323 百万円(2018 年3月 31 日時点)
⑥ 設立年月日	1934 年3月 30 日
⑦ 発行済株式数	3,469,559 株(2018 年3月 31 日時点)
⑧ 決算期	3月 31 日
⑨ 従業員数	760 名(2018 年3月 31 日時点)
⑩ 主要取引先	投資家及び発行体
⑪ 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※ 同社は SBI ホールディングス株式会社の 100% 子会社です。
⑬ 当事会社間の関係	
資本関係	割当予定先は 2017 年 12 月 31 日現在、当社株式を 28,000 株保有しております。
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結純資産	177,241	192,465	214,568
連結総資産	1,974,648	2,559,387	3,031,602
1株当たり連結純資産(円)	51,152.43	55,097.44	61,308.64
連結営業収益	89,786	90,464	116,716
連結営業利益	39,881	37,972	53,570
連結経常利益	39,889	37,973	53,798
親会社株主に帰属する当期純利益	28,087	27,798	36,812
1株当たり当期純利益(円)	8,114.06	8,022.86	10,610.26
1株当たり配当金(円)	2,888.87	4,323.32	4,323.32

(注) 割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号: 関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社である SBI ホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2018年2月1日)の「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社 SBI 証券を含む複数の証券会社に対し資金調達方法について相談したところ、これら証券会社から資本金調達手段について提案を受けました。これらの提案につき、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の通り検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また、割当予定先は同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本第三者割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれることとする予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、本新株予約権に関して、当社は、本第三者割当契約において、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (本スキームの商品性)」②、③及び⑤に記載の内容以外に、以下の内容についても合意する予定です。なお、上記の通り、第7回新株予約権又は第8回新株予約権が譲渡された場合でも、下記①及び②の合意は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第1項及び同規程施行規則第 436 条第1項乃至第5項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1か月間において割当日の上場株式数の 10%を超える行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと(当社が第7回新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が第7回新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1か月間において第7回新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとします。)について、第7回新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じます。

また、割当予定先は、第7回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該第7回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当予定先からかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものとします。

② 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、割当日からその 180 日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意します。但し、(i) 当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii) 本第三者割当契約の締結時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii) 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)、(iv) 株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに(v) 単元未満株主が当社に対し売渡請求ができる旨の定款の定めを行った場合の当該定めに基づく当社の株式の売渡しによる場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が 2018 年2月13 日付で関東財務局長宛に提出した第 76 期第3四半期報告書に記載された 2017 年 12 月 31 日を基準日とする四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 大株主及び持株比率

募集前(2017年12月31日現在)	
氏名	持株比率
長谷川 進一	16.13%
望月 雅博	13.89%
株式会社エムアンドエム	10.21%
宮内 誠	6.90%
大塚 満	3.43%
望月 文恵	1.97%
株式会社北斗	1.55%
Bang-joo Lee (常任代理人 株式会社ビーロッド)	1.50%

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Kwan-Young Kim (常任代理人 株式会社ビーロット)	1.46%
外川 太郎	1.35%

(注) 1. 上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. なお、上記のほか、2018年3月31日現在自己株式が319,972株(持株比率3.99%)あります。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2018年12月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位:千円。特記しているものを除く。)

決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
連 結 売 上 高	6,950,909	11,626,922	13,097,384
連 結 営 業 利 益	800,131	1,175,013	2,365,675
連 結 経 常 利 益	655,414	874,388	1,998,912
親会社株主に帰属する当期純利益	400,560	588,382	1,250,701
1株当たり連結当期純利益(円)	56.30	75.29	162.77
1株当たり配当金(円)	—	8.50	19.5
1株当たり連結純資産(円)	313.26	366.89	520.55

(注) 当社は、2015年4月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を、また、2018年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そこで、2015年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり連結純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	8,020,200株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	480,000株	5.98%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
始値	16,469円	1,281円	1,400円
高値	16,899円 □4,020円	1,886円	5,320円
安値	1,151円	938円	1,363円
終値	1,276円	1,385円	5,120円

(注)1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。なお、当社株式の上場市場については、2018年2月2日付で、東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ変更されております。

2. 当社は、2015年4月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。2015年12月期の株価については、当該株式分割前の株価に基づいて記載しております。権利落後の株価に基づく数値は□印で記載しております。

② 最近6か月間の状況

	2017年 12月	2018年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	3,410円	5,520円	2,876円	2,870円	2,372円	2,008円
高値	5,320円	6,340円 *3,080円	2,944円	2,950円	2,494円	2,230円
安値	3,270円	2,373円	2,120円	2,221円	2,001円	2,005円
終値	5,120円	2,826円	2,915円	2,322円	2,018円	2,181円

(注)1. 2018年2月1日までの株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるもの、2018年2月2日以降の株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 2018年5月の状況につきましては、2018年5月14日現在で表示しております。

3. 当社は、2018年1月17日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2018年1月の株価については、当該株式分割前の株価に基づいて記載しております。権利落後の株価に基づく数値は*印で記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年5月14日現在
始値	2,180円
高値	2,190円
安値	2,122円
終値	2,181円

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①公募による新株発行

発行期日	2015年7月14日
調達資金の額	金919,260,000円(差引手取概算額 909,000,000円)
発行価額	1株につき金2,553.50円
募集時における発行済株式総数	3,319,500株
当該募集による発行株式数	360,000株
募集後における発行済株式総数	3,679,500株
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	不動産投資開発事業における販売用不動産、仕掛販売用不動産の仕入資金及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の設備投資資金 2015年12月期及び2016年12月期
現時点における充当状況	全額充当済

②第三者割当による新株式発行(オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当)

発行期日	2015年8月7日
調達資金の額	金97,288,350円(差引手取概算額 96,000,000円)
発行価額	1株につき金2,553.50円
募集時における発行済株式総数	3,679,500株
当該募集による発行株式数	38,100株
募集後における発行済株式総数	3,717,600株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	不動産投資開発事業における販売用不動産、仕掛販売用不動産の仕入資金及び不動産マネジメント事業における賃貸用不動産の設備投資資金 2015年12月期及び2016年12月期
現時点における充当状況	全額充当済

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

**株式会社ビーロット第7回新株予約権
発行要項**

1. 本新株予約権の名称
株式会社ビーロット第7回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
2018年6月6日
3. 割当日
2018年6月6日
4. 払込期日
2018年6月6日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
10,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たり 801 円とする。但し、2018年5月 17 日から 2018年5月 21 日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第 18 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 801 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき 801 円以上の金額として、当社代表取締役社長又はその代理人(当社取締役に限る。)が、取締役会の授権に基づき決定する金額とする。(本新株予約権の払込金額の総額は、本項に定める払込金額に 10,000 を乗じた金額とする。)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2018年5月 15 日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「発行決議時の基準株価」という。)又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「条件決定時の基準株価」という。)のいずれか高い方の金額とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 行使価額の修正

第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」とは、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、第11項による調整を受ける。)とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2018年6月7日から2020年6月8日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められ本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施している。当該算定機関は、評価基準時の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式処分コスト等についての一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとした。
19. 行使請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 日比谷支店
東京都港区西新橋一丁目3番1号
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

**株式会社ビーロット第8回新株予約権
発行要項**

1. 本新株予約権の名称
株式会社ビーロット第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
2018年6月6日
3. 割当日
2018年6月6日
4. 払込期日
2018年6月6日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 240,000 株とする(本新株予約権 1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
2,400 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たり 364 円とする。但し、2018年5月 17 日から 2018年5月 21 日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された結果が 364 円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき 364 円以上の金額として、当社代表取締役社長又はその代理人(当社取締役に限る。)が、取締役会の授権に基づき決定する金額とする。(本新株予約権の払込金額の総額は、本項に定める払込金額に 2,400 を乗じた金額とする。)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は 3,326 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2018年6月7日から2020年6月8日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められ本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施している。当該算定機関は、評価基準時の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式処分コスト等についての一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとした。
18. 行使請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 日比谷支店
東京都港区西新橋一丁目3番1号
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
22. その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以 上